

## 居宅訪問型児童発達支援事業の 問題点とご提案

### 【改正障害者総合支援法に新事業「居宅訪問型児童発達支援事業」】

#### (1) 居宅訪問型児童発達支援の創設

障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が望ましいとの考えから、これまで通所支援の充実が図られてきた。しかし、現状では、重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けにくい状況となっている。そこで、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

##### ア 対象者

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児

##### イ 支援内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。

例：手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動

絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

### 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

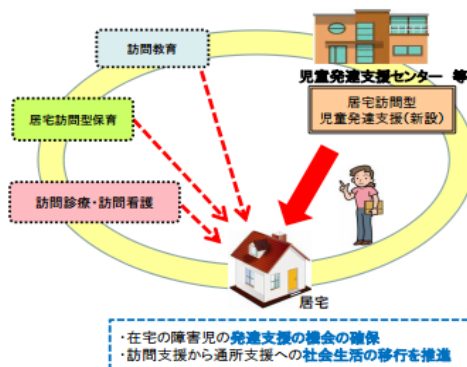
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

#### 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

#### 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施  
【具体的な支援内容の例】
  - ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
  - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



## 【問題点】

- ・ (厚労省に6月にヒアリングした結果) 役に立たなそうな制度であることが半明
- ・ 対象者は「重度の障害のため外出が著しく困難な障害児」ということ
- ・ だとしたら、医ケア児である可能性が大きいわけだが、看護師単価はつかず、保育士等を想定しているという
- ・ まるで現場のニーズを無視した制度です
- ・ 医ケア児家庭に必要なのは、数十分「絵カードや写真を利用した言葉の理解」をやることではなく、24時間365日介護から解放され、療育と保育を一体的に行ってくれるサービス
- ・ このままでは、せつかくの制度が、ほとんど使われない無意味なものになってしまいます

## 【改善策】

### ◎医療的ケア児の場合は、看護師を雇用できる単価にしてください

- ・ 医療的ケアがない場合は、介護ヘルパーでも対応が可能です。一方で、医療的ケアの場合は、看護師が対応することとなり、通常の単価よりも相対的に高くしなければ、「制度つくってサービスなし」という状況になりかねません
- ・ よって、医療的ケアがない場合の単価、ある場合の単価と、単価を2種類設定して頂き、ある場合については訪問看護レベルの単価を実現して頂きたいと思います
  - なお、予算の制約もあることから、親の就労支援のような長時間の場合は、子ども子育て新制度における「居宅訪問型保育」が利用可能なので、そちらでカバー

### ◎居宅外への訪問もできるよう、制度設計してください

- ・ 医療的ケア児は、通学バスに看護師不在を理由に乗せてもらえなかったり、授業も親の同伴を求められたりします
- ・ これは憲法で保障された教育権が、医療的ケア児においては遵守されていないことを意味します
- ・ しかし、居宅訪問型児童発達支援事業で、居宅外での利用を認めて頂ければ、こうしたケースにおいても看護師等を派遣し、乗り越えることができるようになる可能性が生まれてきます
- ・ 制度設計の際に、居宅外にも対応可能なような条文を作成ください

### ◎就学後の子ども達も対象になるように制度設計してください

- ・ 放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児が排除される事例が、多々見受けられます
- ・ その要因として、看護師を置くことが経済的負担となるためです
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業で就学後の児童を対象にできれば、こうした放課後の

問題に対し、支援員が放課後デイに帯同する、もしくは自宅でケアを続けることによって、解決することができます

- 就学前から就学後も含む広い範囲の対象とする制度設計を要望します

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長  
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事  
駒崎弘樹